慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	報告四 : Net Neutrality : 最近のアメリカの判例から
Sub Title	
Author	西川, 理恵子(Nishikawa, Rieko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.2 (2015. 2) ,p.115- 129
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事 : 平成二六年度慶應法学会シンポジウム インターネット社会における法と政治
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150228-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

報告四

Net Neutrality
——最近のアメリカの判例から——

法学部教授　西川理恵子

1　はじめに

二〇一四年六月三日の日経新聞に「米、揺らぐネット上の公平性」[1]という記事が掲載された。この記事は、アメリカ連邦通信委員会（Federal Communication Committee：FCC）が、五月一五日にネット接続に関する新たな規制緩和案を可決した、というものであった。この新しい緩和案の中心には、ブロードバンド接続を提供している企業に容量の大きいコンテンツ配信などを行う企業に対し、安定した通信環境を提供する代わりに、追加負担を求める行為を認める、との内容が含まれていた。なぜ、このような記事が出てきたのだろうか。

発端は、二〇〇八年に出されたFCCの審決[2]である。それに関連して二つの連邦高裁判決が出された。それを以下に紹介する。

2　Comcast Corp. v. FCC 600 F.3d 642（2010）

この事件は、原告であるコムキャスト社（Comcast Corporation）がP2Pのインターネット通信において、大量のアップロードをする通信を妨害したことに端を発する。原告コムキャスト社は、大手インターネットプロバイダーであり、ケーブルテレビの営業者である。インターネットプロバイダーは、その契約者の行うネット上の活動を可能にする役割を負う。その中には、通信回線の環境を整えることも含まれる。たとえば、家庭において使用されるパソコンをインターネットに

つなげるためには、プロバイダーを経由して、そのバックボーンの通信網に入ることになる。いわゆるＰ２Ｐの通信は、プロバイダーのサーバーは経由しないが、なお、プロバイダーの交換機能を通さなければそこにアクセスすることはできない。そして、プロバイダーが契約者と外側の通信相手との媒介者として通信速度を管理することになっている。

ＦＣＣに申し立てを行ったＮＰＯであるFree Press & Public Knowledgeその他の公共利益団体はＡＰ通信の調査に基づき、原告がＰ２Ｐの消費者間の通信で、非常に大きな帯域幅を使用したアップロードを妨害するのは、違法であると主張した。その根拠は、原告の行動は、ＦＣＣのPolicy Statement[3]に違反して、消費者の「自由に適法なインターネット上のコンテンツやアプリケーションを使用する権利」を害した、というものであった。

これに対し、ＦＣＣはFree Press側の主張を認め、コムキャストの行為は、合理的なネットワークマネージメントでもなく、また、その事実を開示しなかったことも、顧客に対し、害をもたらしたとした。コムキャストは、その指摘を受け、帯域幅の管理に別の方法を使うことで、Ｐ２Ｐに対する差別的扱いを停止した。そこで、ＦＣＣは新たな通信プロトコールについての情報開示を促すことのみをコムキャストに要求することになった。もともとの審決は、コムキャストが行っていたＦＣＣが違法と見なしたネットワークマネージメントの停止とその内容に関する開示、そしてそれを停止した後に新たなマネージメントに関する開示を求めるものであった。[4]いちおう、以上の事実関係から、コムキャスト側は、その命令に従ったわけであるが、同時に連邦裁判所に対し、異議申し立てを行った。それが、本件である。

原告であるコムキャストの主張は、ＦＣＣにはインターネットのプロバイダーによるマネージメントに関する事柄に介入する管轄権がそもそもないこと、行政手続法（Administrative Procedure Act）で要求される立法要求を回避しており、さらに、適正手続き条項に基づく、通知義務に違反したこと、さらに、その内容の一部は、専横で、気まぐれである、という内容であった。

これに対し、連邦高裁は、原告勝訴の判決を下した。連邦高裁が判断したのは、この問題に関するＦＣＣの

管轄権だけであるが、その内容は次の通りであった。まず、FCCがインターネットプロバイダーに対し、監督権を持つかどうかについては、連邦通信法には規定がない。FCCは、その四条(i)項[5]に依拠して権限を主張し、さらに直接の規定はないが、法に定められた義務を果たすために必要な副次的な権限に基づいて、プロバイダーのネットマネージメントに介入したと主張している。

ここで少し、連邦通信法の中でインターネットがどのように位置づけられているのかを見ておこう。連邦通信法は、その Title II で固定電話も含む Common Carrier としてのサーヴィスについて規定し、さらに、Title III でテレビ、ラジオ、携帯電話、そして、Title IV でケーブルテレビについて規定している。これらの運営に関する規制権限はFCCに与えられている。[6] しかし、FCCは二〇〇二年の Cable Modem Order の中で、インターネットは電話サーヴィスでもなければ、ケーブルサーヴィスでもないインフォーメーションサーヴィスだとした。[7] これを受けて、この分野のリーディングケースである Brand X 事件[8]で最高裁は、確かにインターネットサーヴィスは電話通信機能をその一部として組み込んではいるが、全体としてみた場合には、インフォーメーションサーヴィスであると認め、さらに、FCCには Title I に基づく副次的管轄権を認めた。Brand X 事件の目的はいわば、独立プロバイダーに大手のケーブルを使用させることだった。そして、FCCの副次的権限の有無を考えるためには、立法政策も考えなければならない。最高裁は、この後に続く一連のケースで、FCCが副次的管轄権を行使するには、立法上の根拠が必要だとしてきた。[9]

そして、その副次的管轄権行使の基準が American Library Ass'n v. FCC[10] で提示された二項である。一つは Title I に規定された事柄の範囲内で一般的管轄権が認められていること、それから、そのFCCの規制行為が強行的に法によって負わされた責任の効果的な実行に合理的に関連する規制であること、である。

では本件において、FCCの行為は、この基準を満たしているか。確かに Title I の規制権限をFCCはインターネットサーヴィスプロバイダーに対して持つが、それはFCCに完全な規制の自由を与えたわけではない。この分野が速い発展をしていること、その重要性に鑑みて、幅の広い規制権限を認める必要がある

としても、それは無制限というわけではない。本件において、ＦＣＣはその権限の根拠を示せなかったと連邦高裁は判断したのである。

この判決後、ＦＣＣはすみやかに、Open Internet Order[11]を発行した。

3　Open Internet Order——25 F.C.C.R. 17905

ＦＣＣは前記判決が出ると、すぐに Open Internet Order を出した。これについては、群馬大学の松宮広和氏の論考に詳しい[12]。今回の発表に関係があるのは、大手の、特にケーブルを使ったブロードバンドプロバイダーに対し、何を要求したかであるので、そこについてだけ解説する。

ＦＣＣがこれらの事件で規制しようとしていたのは、大手のプロバイダー、特にブロードバンドを扱う企業のエッジプロバイダーに対するネット上の不公平な扱いを妨げることであった。無線のものについては、ここでは考えないことにする。

この背景には、Title II で規制される電話回線を利用したインフォーメーションサーヴィスについては、物理的な電話線を運用する会社とサーヴィスを提供する会社とを分離することが法定されていることである。前述の Brand X 事件において、インターネットサーヴィスは電話通信的な部分も含むが、なお、インフォーメーションサーヴィスとして、Title II には含まれないとされてきた。そのブロードバンドプロバイダーに対し、この Order はいわゆるエッジプロバイダーに対する No Blocking, No Unreasonable Discrimination を要求し、さらに、ネットの帯域管理に関し、開示を求める。要は、この Order の目的は、ブロードバンドプロバイダーに対し、すべてのインターネット使用者を平等に扱うことを要求することである。この Order に対し、すぐに、Mobile のプロバイダーである Verizon が次の訴を起こした。

4　Verizon v. FCC——740 F.3d 623 (2014/1)

原告となったヴェライゾン（Verizon）社は、大手のプロバイダーであり、固定のサーヴィスも、モバイルのサーヴィスも行っている。コムキャスト社が、ケーブルテレビ会社であり、テレビ番組の配信という意味では、ユーチューブ社やフールー社のような動画配信を行う会社と競争関係にあったのに対し、こちら

は電話サーヴィスから発展した会社である。

原告側の申し立ての主な内容は以下に要約される。即ち、(1) FCCには、Open Internet Order のようなルールを策定する権限を国会制定法によって与えられていないこと、(2)このようなルールを課することは専横で、気まぐれであること、(3)このルールは、インターネットプロバイダーを Common Carrier として扱っていること、などである。

ただし、ヴェライゾン社側も、Title Iに基づけば、この問題に関するFCCの一般管轄権が認められることは争っていない。即ち、インターネットも通信手段として考えられるからである。[13]

これに対し、連邦高裁は以下の理由で、ヴェライゾン社に有利な判決を出した。内容的には、ネットマネージメントに関する開示は行わなければならないが、ヴェライゾン社に代表される大手プロバイダーからは、所期の目的を達する内容の判決となったといえるだろう。裁判所は、その主たる争点を、行政委員会は、「その権限を議会が認めた法の範囲内でしか行使できない」[14]、というルールに今回の問題が反しないかどうかだと考えていた。

さて、その判決の内容であるが、まず、(1)電気通信法（Telecommunication Act）（一九九六）の七〇六条(a)項は、通信の発展と促進普及のために必要な規制を行う権限をFCCに付与している。ゆえに、原告の一点目の主張は認めない。しかしながら、(2)ブロードバンドプロバイダーを Common Carrier として扱うかどうかについては、以下の分析から、妥当でないと判断した。まず、連邦通信法一五三条によれば、[15]「電話通信事業者は本法の下ではそれが電話通信を供給する範囲内において、Common Carrier として扱われる」と規定している。それに対し、National Cable and Telecomunications Ass'n v. Brand X Internet Service 事件において[16]連邦最高裁は、FCCの主張を認め、ブロードバンドプロバイダーを電話通信事業者としてではなく、情報供給事業者（Information Service）と認定した。以後、FCCもそのように認定してきている、という。ここまでで、少なくとも、一般論としてブロードバンドプロバイダーを Common Carrier と主張することはできなくなった。さらに、モーバイルプロバイダーについては、商業的なサーヴィスでなく、私的なサーヴィスとして規定しているので、それを

Common Carrier として扱うことは連邦通信法三三二条に違反することとなる。[17] では、Open Internet Order はブロードバンドプロバイダーを Common Carrier として扱っているか？　もしそうであるのなら、ＦＣＣは法令に違反したことになる。[18]

Common Carrier と Private Carrier の違いは、その業務の提供において、どの程度自由な交渉ができるかである。Common Carrier である場合は、同じクラスの顧客に対しては同等の業務を合理的な料金で提供しなければならない。取引における柔軟性は制限される。

ＦＣＣはブロードバンドプロバイダーの顧客はエンドユーザーであり、エッジプロバイダーではない。そのサーヴィスについて、ＦＣＣは規制をかけていないのだからブロードバンドプロバイダーを Common Carrier として扱ったことにはならないと主張した。

これに対し裁判所は、エッジプロバイダーとの関係でＦＣＣは、何ら当事者間に交渉の余地なくエッジプロバイダーに対し無料で業務提供を行うことを要求しているとした。もしこの Order がなければ、ブロードバンドプロバイダーはたとえばアマゾンのようなエッジプロバイダーとのマーケットを開拓できる、というのである。故に、ＦＣＣは、法令に違反しているとする。

なお、ブロードバンドプロバイダーの側のネットの運営についての内容の開示はこの Order の違法の部分とは分離されるべきであること、それからそれがネットの透明性確保に必要である、として、承認した。

Common Carrier の責任とは、旅籠（innkeeper）の責任に代表されるように、それは産業であると同時に公共サーヴィスであり、誰でもが合理的な料金でそれを利用できなければ困るたぐいのものである。それらの営業者は、取引相手を選択する自由は持たないし、それが独占的性格を持つときには、その営業は不当な競争制限が起こらないように、競争状態が保てるようにデザインされてきた。だから、たとえば、電話事業においては電話線に対するアクセスについては競争会社に対しても、サーヴィスを提供させたのである。それを実現するために、新規参入の業者には既存業者の敷設した施設を必要な限りにおいて、差別的扱いなく、使用が許されなければならない。だから、連邦電話通信事業法は電線会社とその他のサーヴィスを行う会社

とを分離させたのである。[19] これらの規制法の要請は、その顧客をそれが誰であっても、差別的に扱ってはならないことなのである。だからといって、供給者側はそれを「タダ」で提供する必要はないし、その能力を超える分について、拒絶が可能である。

しかし、この事件で解るように、今回のＦＣＣのOrderは、サーヴィスを使わせないわけにはいかないが、直接の契約関係が生じにくいところでの規制をしようとした。

5　何が問題か？

(1)　インターネット通信の構造

まず、インターネット通信がどのように行われているかを考えなければならない。基本的に、一般のユーザーは、プロバイダーの交換機能を介してネットワークに接続する。そしてプロバイダーがバックボーンネットワークに接続していて、通信を行っている。ブロードバンドであろうと、無線であろうと、このバックボーンネットワークに接続することで、個々のいわゆる消費者等一般のユーザー（エンドユーザーと呼ばれる）が、たとえば、アマゾンやグーグルなどのサイトに接続することになる。これら、アマゾン、グーグル、その他いわゆるネット上で商業的サーヴィスを行うものは、エッジプロバイダー（Edge Provider）と呼ばれる。もちろん、インターネットは双方向通信であるから、エンドユーザー側が、様々な情報をネットに発信することもある。

今度は、少し、物理的な設備について考えてみよう。個々のユーザーが使うエンドポイントとプロバイダーを結びつけるには、現在、電話線、光ケーブル、ケーブルテレビのケーブルなどが存在する。日本の電気通信事業法においても、アメリカの連邦通信法においても、日本の場合は、六条で、アメリカの場合は、そのTitle Ⅰで、誰に対しても通信が開かれたものであることを要求している。通信が、災害時や、その他緊急の場合に人の命に関わってくるものであり、それに誰もがアクセスできることが保障されなければならないからである。アメリカでは、この部分をコモンロー上の概念であるCommon Carrierの論理を使って、少なくとも、ケーブルの使用については、その敷設管理者に対し合理的な料金をかけることを認めつつ、誰に対しても公平な利用を認めさせた。[20]

また、通信ではないが、放送においても、たとえば、選挙のときなど候補者に対し、公平にその使用を認められるチャンスが与えられなければならないのも、それが公共サービスの一つであることから、当然であろう。これは、アメリカでは、Title II で要求されることである。では、インターネットはどうであるか。

前記二件は、この問題を巡って起こった事件であった。その底流には、合衆国政府が、ネットの発展をアメリカの産業発展の重要な要件と考えているからそれが自由に使えるシステムを構築することを目指している、という事実がある。これは、前述の Open Internet Order から明らかである。また、前述の判例でも、政策の問題である、との議論が行われている。[21] では、Net Neutrality とは何であり、FCC は何を考えて、これらの規制をかけようとしたのだろうか。

(2) Net Neutrality または Open Internet とは

そもそも、インターネットが画期的だったのは、それが、ある意味、国家の規制を離れたところから、編み出されてきたことであろうか。一九八〇年代、インターネットが生まれた当初は、電話回線を利用してコンピューター回線に接続していたから、その使用はパソコンの所有者からすれば、プロバイダーとの契約料と電話回線使用料を支払うだけで、国境を越えた情報通信ができることになったのである。

そして、そのネットワークを使用しての取引は、様々に発展し巨大な市場に成長しているし、新たな産業の揺籃でもある。だからこそ、それへの接続が、開かれたものであり、公平なものであることが望まれるのである。それが、ネットの中立性である。[22] Facebook も Line もこのような環境の中から生まれてきたサーヴィスであり企業であると言えよう。

ヴェライゾン判決の中で連邦高裁が言うように、それを保証することにより、よき循環（Virtuous Circle）が生まれることを目的としているのである。

しかし、この Net Neutrality の概念は、誰に対して誰をニュートラルに扱うことを要求しているのか？ FCC は、それを実現する権限を持っているのだろうか？

コムキャスト事件もヴェライゾン事件も、その本当の争点は、Net Neutrality の名のもとに、FCC が権限踰越の不当な介入をしていないか、なのである。

ここで考えるべきは、なぜ、ブロードバンドプロバイダーはエッジプロバイダーに対して、消費者とは異なる扱いをしたいのか、である。

インターネットを構築するために関係者間に存在する契約関係を少々考えてみよう。まず、エンドユーザーたる消費者は、メールサーヴィスやインターネット接続をするために、プロバイダーと契約する。場合によっては、ケーブルを供給する企業との契約を必要とすることもある。これは、使用契約である。それに対し、プロバイダーは安定した接続を消費者に保障するために通信の物理的管理を行う。エンドユーザーは、プロバイダーを介して、エッジプロバイダーを訪れ、そこから必要な情報やアプリケーションをダウンロードする。これを可能にする義務をプロバイダーは、エンドユーザーに対して負う。

では、エッジプロバイダーとブロードバンドの接続はどうなっているか。基本的に、エッジプロバイダーは情報をバックボーンネットワークに流す機能を持っている。だから、エッジプロバイダーは物理的なネットへの接続ができればネットワークに情報を流すことができる。プロバイダーを介する必要はない。ある意味、彼らはネットにただ乗りをしていると見ることもできる。即ち、普通のユーザーはプロバイダーに料金を支払ってアクセスしたいサイトに到達する。エッジプロバイダー側は、ユーザーのリクエストに基づいて情報を送り出すがそれは、あたかも送料を払わずに、大量の商品をユーザーに届けることをプロバイダーに求めていることになる。

コムキャスト事件は、コムキャストとコンテンツにおいて競合するエッジプロバイダーの情報の流通をコムキャストが阻害した、と非難された例である。コムキャストの側からすれば、コンテンツにおいて自社と競争する企業が、ネットの通信料の適正な管理に必要な費用を負うことなくネットを利用しているように見える。特に、ブロードバンドの通信はその使用する帯域が非常に広い。そのような大量の情報を処理して安定して消費者に対し、通信環境を維持するのをプロバイダーの交換機能に頼ろうとするなら、応分の負担を求めるのもある意味当然のことのようにも思える。

経済学の観点からするならば、仲介業者は取引の当事者双方から手数料を取ることは合理的だとも言われている。[23] 契約当事者関係にない第三者に対する責任を

ＦＣＣはプロバイダーに対し負わせることができるか、なのである。ヴェライゾン判決では、裁判所はそれを否定している。そもそも、連邦通信法自体、通信回線、サーヴィスを供給している業者に対してそのサーヴィスを享受しているエンドユーザーとの関係を規制するのが目的である。そのエンドユーザーとの関係で、派生的に発生する第三者との関係にまで介入すべきか。たとえ、プロバイダーがCommon Carrierとされたとしても、なお、ここで言うエッジプロバイダーはブロードバンドのプロバイダーと何ら法的な関係を結んでいないことになる。そこを規制するのは、そもそも、議会による立法が必要な部分とも言えよう。

(3) 分析

ＦＣＣはここで取り上げた判例でその効力が争われたルールや、その他のインターネットがらみの判断において、プロバイダーをCommon Carrierとして位置づけようとしているようである。そうすることによって、プロバイダーに対しNet Neutralityを要求できると考えているのが、ヴェライゾン判決で問題になったOpen Internet Orderの底流である。では、Common Carrierとはどのようなものであるのだろうか。

Common Carrierには、たとえば、旅籠も含まれる。Common Carrierは、元々、辻馬車などの運送人である。それが、Commonになることにより、誰に対してもある一定の責任を負うべきとされてきた。辻馬車、旅籠などは街道を通行する者すべてに対し宿を提供したり、運送を提供したりする。コモンローはこれらの者に対し、料金を取ることを許してきたが、同等の者には同じ料金を課すことになっていた。また、最低限のサーヴィスは旅人に差別なく供給することとなっていた。

さらに、これらの産業は、それが産業であると同時に公共サーヴィスであり、それらを営業している者は、取引相手を選択する自由は持たないし、それが独占的性格を持つときには、その営業は不当な競争制限が起こらないように、競争状態が保てるようにデザインされてきた[24]。それを実現するために、新規参入の業者には既存業者の敷設した施設を必要な限りにおいて、差別的扱いなく、使用を許されなければならないとしたのである。だから、連邦電気通信事業法は電線会社と

その他のサーヴィスを行う会社とを分離させたのである。これらの規制法の要請は、その顧客をそれが誰であっても、差別的に扱ってはならないことなのである。それ故、これらの規制の対象になるのは当事者間に何らかの契約関係が生じている場合だと言えるだろう。

しかし、Net Neutrality の問題では、差別的扱いを受けたとされる側とプロバイダーの間には契約関係がない。前述したように、たとえば、グーグルはコムキャストとプロバイダー契約をしなくてもインターネットに接続でき、情報をユーザーに送り出せる。Common Carrier は、契約関係にある者に対し責任を負うべきとされてきたのであって、何ら関係のない者に対しても責任を負うとは言っていない。だから、ヴェライゾン判決で連邦高裁は前記のような判決をしたのである。

6　終わりに

インターネットの世界で望まれること、それは、安価に簡単にインターネットに接続し、その世界にある情報を利用できることであろう。そのためには、新しい技術が早く普及して自由に情報の交換が行われることが必要である。アメリカにおいてはそれを促進させる任務を担うのがＦＣＣだとも言えよう。

だからインターネットの利用者にとっては、固定であれ、無線であれ、アクセスポイントが増えて、そこで無料で情報を得ることが望ましい。

しかし、そのための設備投資を誰が負うか、も考えなければならない。公平性を考えるのなら、それを利用する当事者は、それぞれが応分に負担を求められても当然だと考えられよう。

さらに、これが民間事業として発展してきたことを考え合わせると、その発展に国家が介入する場合には、抑制的であるべきであろう。即ち、自由競争に基づく技術開発がこの分野の発展に寄与してきたのであり、歴史的にも、国家の規制は後追いであったことは明白である。インターネット発展の歴史から考えるのなら、公によってではなく、私的な実験からいとも簡単に国境を越えた通信機構ができたのである。一般大衆の側から考えるのなら、インターネットの世界を利用するのに必要な様々なアプリケーション、たとえばブラウザーや検索エンジンは無料で使用でき、そこに企業が広告をつけることで、産業として成り立ってきたわけ

である。それが、インフラの通信機構プログラムレベルでの開発維持のための費用負担は、下流側である一般大衆とプロバイダーで負っていることになっている。

このような観点から考えると、ヴェライゾン判決において、裁判所が一方でＦＣＣの規制を排除しながら、プロバイダーにネットマネージメントに関しては、その内容の開示義務を負わせるという結論に達したのは、この一連の流れから、妥当な到達点であっただろう。

エッジプロバイダーに応分の負担を負わせるのが現状では、小さなプロバイダー[25]のことも考えると一筋縄ではいかないとすれば、少なくとも、大量の帯域を使用するときにはどのようなことが起こるかを使用者全般に開示しておくことは、通信の公平公正を守るためには望ましいと言えよう。

日本国内でも誰がネット環境を構築し、整えていくか、ということを考えるに当たっては、以上のような問題点が生じうることも考慮に入れていくべきであろう。

さらに、私的取引を規制する法律を作る場合の問題点がある。そもそも、ＦＣＣを設立するに当たって考えられたのは、言い換えれば、連邦通信法が何を抑制しようとしたかということである。それは連邦通信法にとどまらない。鉄道、運送など、公共的側面を持つ産業に関する規制の目的は何か、なのである。私的経済活動によって、新たな産業分野が形成され、発展しているときに、その成長を阻害しないためには、また、インターネットのようにそれが国家の境界を簡単に越えて、それがまた、利点であるとき、国家の介入は抑制的であるべきであろう。さらに、新しい産業が生まれるに当たっては、そこにエネルギーを費やした者が相応の利益を得る機会が与えられることが望ましいとも言える。

ＤＣ高裁は、さらに、この二つの判例を通して、法によるこのような規制は、市場の存在を前提とすることも示したように見える。

（1）　平成二六年六月三日日経新聞六頁。

（2）　In re Formal Complaint of Free Press & Pub. Knowledge, 23 F.C.C.R. 13, 028 (2008) Order.

（3）　In re Appropriate Framework for Broadband Access to the Internet over wireline Facilities, 20

F.C.C.R. 14, 986, 14, 988 P.5 (2005).

(4) We consider whether Comcast, a provider of broadband Internet access over cable lines, may selectively target and interfere with connections of peer-to-peer (P2P) applications under the facts of this case. Although Comcast asserts that its conduct is necessary to ease network congestion, we conclude that the company's discriminatory and arbitrary practice unduly squelches the dynamic benefits of an open and accessible Internet and does not constitute reasonable network management. Moreover, Comcast's failure to disclose the company's practice to its customers has compounded the harm. Accordingly, we institute a plan that will bring Comcast's unreasonable conduct to an end. In particular, we require Comcast within 30 days to disclose the details of their unreasonable network management practices, submit a compliance plan describing how it intends to stop these unreasonable management practices by the end of the year, and disclose to [**2] both the Commission and the public the details of the network management practices that it intends to deploy following termination of its current practices. In re Formal Complaint of Free Press & Pub. Knowledge, 23 F.C.C.R. 13, 028 (2008) Order P.1.

(5) 47 U.S.C. § 154 (i).「その機能を執行するに必要な行為をし、規則や規制を作成し、この章と矛盾しない指令を出すことができる」

(6) 47 U.S.C. § 151 以下。

(7) 17 F.C.C.R. 4798.

(8) 545 U.S. 967.

(9) 2010 U.S. App. Lexis 7039, 27.

(10) 406 F.3d 670.

(11) 25 F.C.C.R. 17905.

(12) 松宮宏和、「インターネットの自由および開放性の維持を目的とする二〇一〇年のＦＣＣの判断について㈠、㈡」群馬大学社会情報学部研究論集一九巻一三五頁－一六一頁、一九巻一六一頁－一八七頁。

(13) US Court of Appeals for the District of Columbia Circuit No.11-1355, 16.

(14) Regasdale v. Wolverine World Wide, Inc., 535 U.S. 81, 91 (2002).

(15) 47 U.S.C. § 153 (51).

(16) 545 U.S. 967 (2005).

(17) 47 U.S.C. § 332 (c) (2).

(18) 一九九六年電話通信事業法第一条(b)。

(19) In re Amend. Of §64.072 of the Commi n's Rules and Regulations (Second Computer Inquiry) 77 F.C.C. 2d 384, 386-389 (1980).

(20) Common Carrierとは、一九世紀の宿屋や馬車屋のサーヴィスに対するコモンロー上の概念として生まれてきた。これらの業者は、公共事業としての役割を持つためその利用者に対して、最低限のサーヴィスについては、誰に対してもその提供を拒否できないというものであった。日本で言えば、たとえば、公共運輸を担うものである。

(21) 600 F3d 646. なぜ、ＦＣＣに副次的（ancillary）な管轄権が認められうるか、という議論において、立法政策を論じている。

(22) 註(12)参照。

(23) Dennis Weisman & Robert Bkalick, Price Discrimination, Two-Sided Markets and Net Neutrality Regulations, 13 Tul. J. Tech. Intel. Prop. 81.

(24) Verizon 判決 Part 3、四五頁。

(25) 註(1)日経新聞。小業者は反対。

参考文献

松宮宏和、「近時のアメリカ合衆国におけるケーブル・モデムを経由するブロードバンド・インターネット・サービスに対する規制を巡る議論について・再論」群馬大学社会情報学部研究論集第一三巻一二三頁－一五一頁（二〇〇六）。

同、「近時のアメリカ合衆国における情報サービス規制を巡る議論について」群馬大学社会情報学部研究論集第一七巻七一頁－一一一頁（二〇一〇）。

同、「インターネットの自由および開放性の維持を目的とする二〇一〇年のＦＣＣの判断について㈠、㈡」群馬大学社会情報学部研究論集一九巻一三五頁－一六一頁、一九巻一六一頁－一八七頁。

宇賀克也・長谷部恭男編『情報法』有斐閣（二〇一二）。

高橋和之・松井茂記・鈴木秀美『インターネットと法』（第四版）有斐閣（二〇一〇）。

In the Matter of Preserving the Open Internet Broadband Industry Practices GN Docket No. 09-191WC Docket No. 07-52.

In the Matters of Formal Complaint of Free Press and Public Knowledge Against Comcast Corporation for Secretly Degrading Peer-to-Peer Applications;

Broadband Industry Practices Petition of Free Press et al. for Declaratory Ruling that Degrading an Internet Application Violates the FCC's Internet Policy Statement and Does Not Meet an Exception for "Reasonable Network Management" 23 FCC Rcd 13028; 2008 FCC LEXIS 5898; 45 Comm. Reg. (P & F) 1159.

The frontline of freedom: Defending the open internet and net neutrality European Parliament Civil Liberties, Justice and Home Affairs (LIBE) committee Brussels, 31 March 2014.

Joseph Farrell & Phillip J. Weiser, Vertical Integration and Open Access Policies: Towards a Convergence of Antitrust and Regulation in the Internet Age, 17 Harv. J. Law & Tech. 85.

Dennis Weisman & Robert Bkalick, Price Discrimination, Two-Sided Markets and Net Neutrality Regulations, 13 Tul. J. Tech. Intel. Prop. 81.